

農業経営改善関係資金基本要綱の取扱い

制 定 平成14年9月2日付け 農発第212号

最終改正 令和5年5月9日付け 農第250号

第1 趣旨

この取扱いは、県における農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）の具体的な手続について定めるものとする。

なお、農業改良資金の貸付資格の認定手続は別に定めるところによる。

第2 借入申込希望書兼経営改善資金計画書等の受付け

1 基本要綱第4の1に規定されている窓口機関（以下「窓口機関」という。）は、借入希望者から別表1の関係書類（以下「関係書類」という。）が提出された場合は、これを受付けるものとする。

なお、別表1の2の(6)に定める飼養衛生管理基準遵守状況確認書の発行手続については、それぞれ別に定めるところによる。

2 窓口機関は、借入希望者から提出された関係書類の受付を拒否する場合には、農業経営改善関係資金関係書類不受理理由書（様式第1号）により、借入希望者へ通知するものとする。

第3 関係書類の送付

1 借入希望者から関係書類の提出を受けた窓口機関は、基本要綱第3、第5の2及び第5の3に基づき、次の手続を行うこととする。

(1) 借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合は、その意思を尊重し、

ア 株式会社日本政策金融公庫資金の借入れを希望する場合は、株式会社日本政策金融公庫松江支店に

イ 農業近代化資金の借入れを希望する場合は、借入希望者が取引している又は取引を希望する民間金融機関に

ウ 機関保証を希望する場合は、さらに、島根県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に

農業経営改善関係資金関係書類送付書（様式第2号。以下「送付書」という。）により関係書類を送付するものとする。

(2) (1)に該当しない場合は、送付書により基本要綱第5の2の(1)に規定されている融資機関及び基金協会（借入希望者が基金協会による保証を全く希望しない場合を除く。）へ関係書類の写しを送付するものとする。

ただし、関係機関への関係書類の提供について、提供先又は提供する情報の種類は、借入希望者が同意した範囲内でのみ行われるものとする。（以下の全ての項において同様とする。）

- 2 また、窓口機関は認定新規就農者から関係書類の提出を受けた場合、基本要綱第3の1の(5)に基づき、「認定新規就農者の貸付けに関する意見書」送付依頼書（様式第3号）により隠岐支庁又は農林水産振興センター（以下「農林水産振興センター等」という。）に認定新規就農者の貸付けに関する意見書の提出を依頼するものとする。

この依頼を受けた農林水産振興センター等は、認定新規就農者の貸付けに関する意見書を作成し、原則として2週間以内に窓口機関に送付するものとする。この場合において、認定新規就農者が基本要綱第3の1の(2)の規定による指導農業士等の意見書を提出している場合には、確認書に代えることができる。

第4 融資機関の審査

- 1 基本要綱第5の4により融資の審査をすることとなった融資機関は、融資審査開始後、必要に応じて第5、第6及び第7の手続を踏まえ、関係機関と連携を取りながら自ら責任を持って審査を行い、その結果を農業経営改善関係資金融資審査結果通知書（様式第4号）により窓口機関及び農林水産振興センター等へ通知するものとする。
- 2 1の場合において、基本要綱第5の6の(4)なお書き（借入申込希望書及び経営改善資金計画書の提出に併せて借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書等の提出を受けている）の場合には、貸付決定通知書の写しをもって農業経営改善関係資金融資審査結果通知書（様式第4号）に代えることができる。
- 3 借入申込案件について特別融資制度推進会議（特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）に規定されている特別融資制度推進会議をいう。以下「推進会議」という。）が資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関に委任している場合で、融資機関が認定等を行った場合には、各市町村推進会議設置要領の定めるところにより、推進会議事務局に対して必要事項を報告するものとする。
- 4 借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合は、1の農業経営改善関係資金融資審査結果通知書（様式第4号）の送付について、窓口機関への送付は要しない。

第5 推進会議の審査

- 1 窓口機関は、融資審査の対象となる資金が決定された後、次に掲げる場合で、かつ、借入申込案件について推進会議が資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関に委任していない場合は、農業経営改善関係資金（承認・認定）審査依頼書（様式第5号。以下「審査依頼書」という。）により推進会議に関係書類の写しを添えて経営改善資金計画書認定審査の依頼をするものとする。
 - (1) 認定農業者又は認定新規就農者が、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金（認定就農計画に基づく場合に限る。）、農業近代化資金（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の農業経営改善計画に即して農業経営の展開のために借り入れるものに限る。）及び青年等就農資金を借り入れる場合

- (2) 一定の要件（原則として5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること等）を満たす集落営農組織（以下「集落営農組織」という。）が、農業近代化資金及び経営体育成強化資金を借り入れる場合
 - (3) 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者が、農業近代化資金及び経営体育成強化資金を借り入れる場合（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）
 - (4) 認定農業者である法人の構成員又は構成員になろうとする者が、農業近代化資金及び農業経営基盤強化資金を借り入れる場合（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）
 - (5) 一定の要件（原則として5年以内に認定農業者となる計画を有していること等）を満たす農業参入法人が、農業近代化資金及び経営体育成強化資金を借り入れる場合
- 2 1の依頼を受けた推進会議は、農業経営改善計画との整合性（借入希望者が認定農業者の場合）、経営改善資金計画の達成の確実性等を審査し、経営改善資金計画認定通知書（様式第6号）により、窓口機関及び融資機関に通知するものとする。
 - 3 借入希望者が、特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合は、1の窓口機関を融資機関と読み替えて適用するものとする。

第6 農業近代化資金利子補給承認の手続

- 1 融資機関は、融資審査開始後、審査依頼書に別表1及び別表2に掲げる利子補給承認の審査に必要な書類を農林水産振興センター等に、原則として窓口機関が行う可否通知予定日の12日前までに送付するものとする。
- 2 1の依頼を受けた農林水産振興センター等は、利子補給承認の要件等の審査を行い、原則として窓口機関が行う可否通知予定日の3日前までに農業経営改善関係資金利子補給承認審査結果通知書（様式第7号）により、融資機関に回答するものとする。

第7 農業経営改善関係資金審査会

- 1 融資機関は、必要に応じ、基本要綱第2の1の農業経営改善関係資金（推進会議の認定に係るものを除く。）に係る融資審査について、農業経営改善関係資金審査会（以下「審査会」という。）を開催するものとする。
- 2 農林水産振興センター等及び関係機関は次に掲げる場合は、融資機関に審査会を開催するよう求めることができることとする。
 - (1) 補助事業に係る場合
 - (2) 原則として300万円以上の借入金額の農業近代化資金利子補給承認に係る場合
 - (3) その他必要と認める場合

第8 融資の可否通知及び審査結果通知

- 1 第4の通知を受けた窓口機関は、農業経営改善関係資金融資可否通知書（兼融資審査結果通知書）（様式第8号）により借入希望者に通知するものとする。

- 2 融資機関は、融資を行う場合、農業経営改善関係資金融資審査結果通知書（様式第9号）により、借入希望者に通知するものとする。
- 3 農業近代化資金に係る借入希望者に対する可否通知日は、原則として毎月10日（12月の可否通知日は1日）とする。
- 4 借入希望者が、特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合は、1の「第4の通知を受けた窓口機関」を融資機関と読み替えて適用し、2の規定は適用しないものとする。

なお、基本要綱第5の6の(4)なお書き（借入申込希望書及び経営改善資金計画書の提出に併せて借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書等の提出を受けている）の場合には、貸付決定通知書をもって農業経営改善関係資金融資可否通知書（兼融資審査結果通知書）（様式第8号）に代えることができる。

第9 経営状況報告

- 1 融資機関は、基本要綱第3の4の(2)の規定に基づく毎年の経営状況報告書の提出時期を借入者との協議により定め、当該借入者に通知するものとする。
- 2 農林水産振興センター等は、基本要綱第5の7の(2)に基づき、融資機関に経営状況報告書の提出を求める場合は、農業経営改善関係資金経営状況報告提出依頼書（様式第10号）により提出を求めるものとする。
- 3 第9の2により経営状況報告書の提出を求められた融資機関は、該当する経営状況報告書の写しを農林水産振興センター等に送付するものとする。

第10 苦情等相談窓口の設置並びに苦情等相談処理簿及び融資相談案件処理簿の整備

- 1 農業経営改善関係資金に係る苦情等相談窓口は、農業経営課、農林水産振興センター等及び窓口機関（以下「苦情等相談機関」という。）とする。
- 2 苦情等相談機関が受け付けた農業経営改善関係資金に係る苦情等については、苦情等相談処理簿（様式第11号）に記入し、整理するものとする。

ただし、窓口機関において、別に苦情等処理簿を定めている場合は、この限りでない。

- 3 窓口機関は、借入希望者から農業経営改善関係資金に係る融資相談があった場合は、融資相談案件処理簿（様式第11号）に記入し、整理するものとする。

ただし、窓口機関において、別に融資相談案件処理簿を定めている場合は、この限りでない。

第11 その他

- 1 窓口機関及び関係機関は、国又は地方公共団体の補助事業の手續に配慮し、補助事業者又は間接補助事業者と連携して手續を行うものとする。
- 2 窓口機関は、借入希望者の法人化の意向をとりまとめ、当該借入希望者の氏名、住所及び電話番号を島根県農業再生協議会に随時提供することに努めることとし、少なくとも5月及び11月の年2回提供することとする。

窓口機関は、法人化の意向がある借入希望者に対して、個々の経営実態に応じて、

法人化に向けた適切な助言等に努めることとする。

3 この制度において、疑義等が生じた場合は、関係する機関により協議するものとする。

附 則

この取扱いは、平成14年9月1日から適用する。

附 則（平成15年3月4日付け農発第420号）

この取扱いは、平成15年3月4日から適用する。

附 則（平成15年4月1日付け農発第40号）

この取扱いは、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年4月30日付け農第215号）

この取扱いは、平成16年4月30日から適用する。

附 則（平成17年4月1日付け農第38号）

この取扱いは、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月3日付け農第151号）

この取扱いは、平成18年4月3日から施行する。

附 則（平成20年10月30日付け農第838号）

この取扱いは、平成20年10月30日から施行する。

ただし、「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」とする変更は、平成20年10月1日から適用する。

附 則（平成22年9月30日付け農第1031号）

この取扱いは、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成26年9月26日付け農第928号）

この取扱いは、平成26年9月26日から施行する。

附 則（平成29年1月19日付け 農第1195号）

この取扱いは、平成29年1月19日から施行する。

附 則（令和3年5月31日付け 農第260号）

この取扱いは、令和3年5月31日から施行し、令和3年6月1日から適用する。

附 則（令和4年6月1日付け 農第400号）

この取扱いは、令和4年6月29日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

附 則（令和5年5月9日付け 農第250号）

この取扱いは、令和5年5月9日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表 1

区 分	必 要 書 類
1 共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・借入申込希望書兼経営改善資金計画書及びその添付書類 ・飼養衛生管理基準遵守状況確認書（写）（豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者の場合）
2 借入希望者ごとに上記 1 に加え必要な書類	
(1) 認定農業者	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営改善計画（写） ・同認定書（写）
(2) 認定新規就農者	<ul style="list-style-type: none"> ・青年等就農計画（写） ・同認定書（写） ・経営開始年月日の確認できる書類
(3) 目標地図に位置付けられた者及び継続的農地利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域計画のうち目標地図に位置付けられた者及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものに関する証明書（写）
(4) 経営主以外の家族経営協定締結者	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定書（写）
(5) 任意団体	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員ごとの上記(1)から(4)の書類
(6) 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定を受けた農業者※又は環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の認定を受けた農業者（農業改良資金の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（写）又は環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（写） ・同認定書（写）

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律附則第 3 条の経過措置により、なおその効力を有するものに限る。

別表 2

借入申込希望書兼経営改善資金計画書の最初の借入申込に係る次の書類
設計図書、見積書、カタログ、建築確認通知書写、定款規約等

(様式第1号)

農業経営改善関係資金関係書類不受理理由書

借入申込日	令和 年 月 日		
借入希望者	(氏名) (住所)		
借入希望資金	農業近代化資金・公庫資金		
受理しない理由			
受付者			

(様式第2号)

農業経営改善関係資金関係書類送付書

番 号
令和 年 月 日

融 資 機 関
基 金 協 会
あて

窓口機関
所在地
機関名
代表者名

令和 年 月 日から令和 年 月 日までに提出された借入申込希望書兼経営改善
資金計画書について、「農業経営改善関係資金基本要綱の取扱い」第3の1に基づき、
関係書類を添付の上、下記のとおり送付します。

なお、借入申込希望者ごとの関係書類の送付先融資機関は、下記のとおりです。

記

- 1 関係書類送付先融資機関 別紙のとおり

(別紙)

借入希望者	可否通知 予定年月日	関係書類送付 先融資機関	協会 保証	理由

【記載例】

借入希望者	可否通知 予定年月日	関係書類送付 先融資機関	協会 保証	理由
①		株式会社日本政策金融公庫	希望しない (担保)	※基本要綱第5の2等に基づき判断した理由を説明
②		株式会社日本政策金融公庫と○ ○農協	希望する	
③		○○銀行	希望しない (担保)	

(様式第3号)

「認定新規就農者の貸付けに関する意見書」提出依頼書

番 号
令和 年 月 日

農林水産振興センター等 あて

窓口機関
所在地
機関名
代表者名

このことについて、「農業経営改善関係資金基本要綱の取扱い」第3の2に基づき、下記の借受希望者に係る「認定新規就農者の貸付けに関する意見書」について提出いただきますようお願いいたします。

記

借受希望者氏名	
借受希望者住所	

添付書類：

(様式第4号)

農業経営改善関係資金融資審査結果通知書

番 号
令和 年 月 日

窓 口 機 関

あて

農林水産振興センター等

融資機関
所在地
機関名
代表者名

農業経営改善関係資金の審査結果を「農業経営改善関係資金基本要綱の取扱い」第4の1に基づき、別添のとおり通知します。

添付書類：融資審査等総括表（基本要綱第5の6関係）

(様式第5号)

農業経営改善関係資金（承認・認定）審査依頼書

番 号
令和 年 月 日

推進会議（又は農林水産振興センター等） あて

窓口機関（又は融資機関）
所在地
機関名
代表者名

「農業経営改善関係資金基本要綱の取扱い」第5の1（第6の1）に基づき、別添必要書類を提出しますので、下記の該当する項目の審査をお願いします。

なお、審査の結果を別紙「融資審査等総括表」の「特別融資制度推進会議記載欄」に記入の上、回答願います。

記

1 依頼内容

資金名	内 容	備 考

2 借入希望者・審査融資機関等

借入希望者	可否通知 予定年月日	審査融資機関	回答期限	備 考

(注) なお書きは、推進会議あての場合のみ記載のこと。

【記載例】

1 依頼内容

資金名	内 容	備 考
農業経営基盤強化資金	経営改善資金計画の認定	
農業近代化資金	利子補給承認審査	

(様式第6号)

経営改善資金計画認定通知書

番 号
令和 年 月 日

窓 口 機 関

あて

融 資 機 関

推進会議
所在地
機関名
代表者名

令和 年 月 日付け(番 号)で依頼のあった経営改善資金計画について審査した結果を「農業経営改善関係資金基本要綱の取扱い」第5の2に基づき、別添のとおり通知します。

添付書類：融資審査等総括表（基本要綱第5の6関係）

(様式第7号)

農業経営改善関係資金利子補給審査結果通知書

番 号
令和 年 月 日

融 資 機 関 あて

農林水産振興センター等
所在地
機関名
代表者名

令和 年 月 日付け(番 号)で依頼のあったこのことについて審査した結果を「農業経営改善関係資金基本要綱の取扱い」第6の2に基づき、下記のとおり通知します。
記

借入希望者	資金使途	適否等	根拠・理由等

【記載例】

借入希望者	資金使途	適否等	根拠・理由
①	パイプハウス	可	
②	コンバイン	否	貸付対象者の要件に合わない。
③	肥育牛の購入	可	

(様式第8号)

農業経営改善関係資金融資可否通知書 (兼融資審査結果通知書)

番 号
令和 年 月 日

借入希望者 あて

窓口機関 (=融資機関)
所在地
機関名
代表者名

令和 年 月 日付けで提出された借入希望申込書兼経営改善資金計画書等について審査した結果を「農業経営改善関係資金基本要綱の取扱い」第8の1に基づき、下記のとおり通知いたします (ので、正式な借入申込手続を行っていただきますようお願いいたします)。

記

資金の内容

資金用途	可否等	資金名	融資機関	基金協会の保証

添付書類：融資審査等総括表 (基本要綱第5の6関係)

その他、借入手続に必要な書類等を適宜添付すること。

(注) () は、窓口機関が融資機関の場合であって、融資可の場合に記載する。

【記載例】

資金の内容

資金用途	可否等	資金名	融資機関	基金協会の保証
パイプハウス	可	経営体育成強化資金	株式会社日本政策 金融公庫松江支店 (直貸)	なし
長期運転資金	可	農業近代化資金	JA〇〇	あり

(様式第9号)

農業経営改善関係資金融資審査結果通知書

番 号
令和 年 月 日

借入希望者 あて

融資機関
所在地
機関名
代表者名

令和 年 月 日付けで提出された借入希望申込書兼経営改善資金計画書等について審査した結果を「農業経営改善関係資金基本要綱の取扱い」第8の2に基づき、別添のとおり通知いたしますので、正式な借入申込手続を行っていただきますようお願いいたします。

添付書類：融資審査等総括表（基本要綱第5の6関係）
その他、借入手続に必要な書類等を適宜添付すること。

(様式第 10 号)

農業経営改善関係資金経営状況報告書提出依頼書

番 号
令和 年 月 日

融資機関 あて

農林水産振興センター等
所在地
機関名
代表者名

このことについて、「農業経営改善関係資金基本要綱の取扱い」第9の2に基づき、
下記の経営状況報告書を送付いただきますようお願いいたします。

記

借受者	可否通知 年 月 日	借受資金名	利子補給承認番号 又は貸付決定番号	備 考

(注) 下記の表は、別紙としても可。

(様式第 11 号)

苦情等相談処理簿

受付日	年 月 日
*相談者	(氏名) (電話番号) (住所)
受付方法	電話 ・ 来所 ・ 文書 ・ その他 ()
苦情内容	
処理内容	

※ 確認できる範囲で可とする。

(様式第 12 号)

融 資 相 談 案 件 処 理 簿

受 付 日	年 月 日
相 談 者	(氏名) (電話番号) (住所)
受 付 方 法	電 話 ・ 来 所 ・ 文 書 ・ その他 ()
資 金 名	農 業 近 代 化 資 金 ・ 公 庫 資 金
相 談 内 容	
処 理 内 容	